

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月

昭和61年6月の結婚に伴い、A市（現在は、B市）に引っ越した後、国民年金に加入し、ずっと保険料を納付してきた。

申立期間だけが未納の記録となっているのは納付できないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間において申立期間を除き未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が調製されたのは昭和61年10月4日であり、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

さらに、C年金事務所に照会したところ、A市を管轄していたD社会保険事務所（当時）では、申立期間当時、国民年金保険料の未納者に対しては、少なくとも年1回は過年度保険料に係る納付書を発行していたとしていることから、申立人に対しても、申立期間に係る納付書が発行されていたものと考えられ、納付意識の高い申立人が納付書を受け取っていないながら、申立期間の保険料を未納のままにしておくとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年6月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料の還付を受けていないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は昭和49年5月19日に国民年金被保険者資格を取得してから50年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失するまで、強制加入被保険者として国民年金に加入し、この期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、国民年金に加入した翌日の昭和49年5月20日に被保険者資格を喪失したとされているが、申立人は強制加入被保険者であり、申立期間に係る被用者年金の加入記録、及び日本国内に住所を有しなくなった事実を確認できないことから、被保険者資格を喪失した理由が見当たらない。

さらに、国民年金被保険者台帳によれば、昭和54年10月31日に申立期間に係る保険料が還付された旨の記載が確認できるが、申立人は既に53年9月27日に国民年金へ再加入し、定額保険料に併せて付加年金保険料を納付していたことが確認できる上、前述のとおり、本来、申立期間は強制加入期間であることを踏まえれば、保険料を還付すべき理由はなく、行政側の事務手続に不自然さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月及び同年 3 月

昭和 51 年 2 月 15 日付けで A 社を退職後、B 社を設立（自営）し、同時に義務と認識していた国民年金の加入手続をして国民年金保険料の納付を済ませたことは記憶にある。

昭和 42 年 3 月から平成 20 年 8 月までの会社勤務中と自営の期間は全て年金に加入していたことを誇りに思っていたので、申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、60 歳到達までの国民年金加入期間については国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、C 市役所（現在は、D 市 E 区役所）で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金加入手続は、昭和 51 年 3 月又は同年 4 月頃に行われたものと推認でき、その時点において申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であったことから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを未納のままとするとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（後にB株式会社に社名変更）における資格取得日に係る記録を昭和39年10月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月23日から40年3月21日まで
私は、昭和39年6月頃に有限会社CからA株式会社D支店のE出張所（後にF支店に変更）に異動し勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社D支店のE出張所に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、有限会社CからA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立期間当時、A株式会社D支店は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、同支店で申立人と一緒に勤務していた元同僚は、昭和39年10月23日に有限会社Cで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けでA株式会社において同資格を取得していることから、申立人のA株式会社における資格取得日を同年10月23日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における昭和40年3月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（後にB株式会社に社名変更）における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年2月15日まで

私は、A株式会社のC支店に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入期間に空白期間があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社C支店に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、B株式会社D支店からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A株式会社C支店は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、同支店で申立人と一緒に勤務していた複数の元同僚は、昭和41年9月1日にB株式会社D支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付でA株式会社において同資格を取得していることから、申立人のA株式会社における資格取得日を同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における昭和42年2月のオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（後にB株式会社に社名変更）における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年2月15日まで

私は、A株式会社のC支店に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入期間に空白期間があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社C支店に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、B株式会社D支店からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A株式会社C支店は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、同支店で申立人と一緒に勤務していた複数の元同僚は、昭和41年9月1日にB株式会社D支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けでA株式会社において同資格を取得していることから、申立人のA株式会社における資格取得日を同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における昭和42年2月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（後にB株式会社に社名変更）における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年2月15日まで

私は、A株式会社のC支店に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入期間に空白期間があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社C支店に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、B株式会社D支店からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A株式会社C支店は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、同支店で申立人と一緒に勤務していた複数の元同僚は、昭和41年9月1日にB株式会社D支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けでA株式会社において同資格を取得していることから、申立人のA株式会社における資格取得日を同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における昭和42年2月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（後にB株式会社に社名変更）における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年2月15日まで

私は、A株式会社のC支店に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入期間に空白期間があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社C支店に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、B株式会社D支店からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A株式会社C支店は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、同支店で申立人と一緒に勤務していた複数の元同僚は、昭和41年9月1日にB株式会社D支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けでA株式会社において同資格を取得していることから、申立人のA株式会社における資格取得日を同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における昭和42年2月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成24年5月29日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間⑫における標準賞与額に係る記録が、オンライン記録において20年8月5日に支払われた賞与として記録されていることが確認されたことから、当該あっせんに基づく申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から21年7月1日まで
② 平成15年8月4日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月22日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年7月21日
⑨ 平成18年12月22日
⑩ 平成19年7月23日
⑪ 平成19年12月21日
⑫ 平成20年8月13日
⑬ 平成20年12月26日

私は、株式会社Aに勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑬までの標準賞与額が実際の支給額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①のうち平成14年1月から15年5月までの期間に係る標準報酬月額並びに申立期間②から⑤まで及び申立期間⑦から⑫までに

係る標準賞与額に係る記録については、申立人が所持する平成 14 年分給与所得の源泉徴収票、家計簿、預金通帳、銀行の取引明細表及びB市が保管する 14 年 1 月 1 日から 21 年 12 月 31 日までの期間に係る課税資料から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていること、及び事業主は当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、24 年 5 月 29 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成 24 年 5 月 29 日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間⑫に係る賞与については、オンライン記録において、平成 20 年 8 月 5 日に支払われた標準賞与額を 20 万円とする賞与として記録されており、あっせんした標準賞与額よりも高額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑫に係る標準賞与額を 19 万 5,000 円とした平成 24 年 5 月 29 日付けあっせんは、当該期間について事実関係を誤認したものであり、申立人の当該期間に係る賞与が、オンライン記録において 20 年 8 月 5 日に支払われた賞与として記録されていることが確認されたことから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年11月7日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成6年3月31日から同年11月7日までの期間の標準報酬月額については、同年3月から同年9月までを24万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から11年9月30日まで

国の記録では、私のA株式会社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成6年3月31日となっているが、11年9月30日まで同社に勤務した。

支給された給与は、そのまま母に渡していたので、給与額と厚生年金保険料控除額は分からないが、申立期間について、A株式会社に勤務していたのは事実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初のオンライン記録では、A株式会社は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、商業登記簿によれば、同社は申立期間において法人格を有していることから、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、A株式会社が適用事業所ではなくなった平成6年3月31日以降の同年11月7日付けで、遡及して処理されていることが確認できるところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務していたことが確認できることから、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

い。

さらに、オンライン記録において、平成6年3月31日にA株式会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している31名のうち、申立人を除く30名についても、申立人と同様の資格喪失処理が行われている上、同年10月の定時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社における資格喪失日について、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は社会保険事務所（当時）が資格喪失の処理をした平成6年11月7日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成6年3月31日から同年11月7日までの標準報酬月額については、社会保険事務所の当該処理前の記録により、同年3月から同年9月までを24万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年11月7日から11年9月30日までの期間について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の資格喪失処理が行われた平成6年11月7日以降において、A株式会社が申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い上、申立人の同僚が保管している同年11月分から7年1月分までの給与明細書によれば、給与から雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

そのほか、申立人が、申立期間のうち、平成6年11月7日から11年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成6年11月7日から11年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から平成元年 4 月まで

私は、申立期間当時、勤務していた会社が社会保険に加入していなかったことから、会社から国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導され、昭和 59 年 1 月頃に A 市において加入手続を行い、保険料についても自分で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立期間において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者に係る資格取得年月日により、申立人は、平成 4 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 59 年 1 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、加入手続が行われた時点（平成 4 年 3 月頃）において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できないものとなっている。

さらに、申立人が国民年金に加入したとする昭和 59 年 1 月頃の住所地を管轄する B 社会保険事務所（当時）では、申立人に係る国民年金納付状況リスト等は見当たらないとしている上、申立期間内の平成元年 1 月に転居した C 市でも、申立人の国民年金に係る記録は見当たらないとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から同年 4 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から同年 4 月まで
② 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

厚生年金保険被保険者期間であった申立期間①及び②当時に父が納付してくれた国民年金保険料について、年金事務所では昭和 61 年 12 月に払戻しの手続をしたと言われたが、受け取った記憶が無いので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 61 年度国民年金保険料領収書及びA町（現在は、B市）が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を納付していたことは認められるものの、当該期間は厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、オンライン記録の還付金額、送金（支払）通知書作成年月日等に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、還付整理簿によると、昭和 61 年 12 月 25 日に申立人を含む 8 人に対する国民年金保険料の支払手続が行われているところ、当該整理簿の記載内容は、各人のオンライン記録の還付記録と合致していることから、当該整理簿の記載内容に不合理な点は見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金保険料の還付状況等について聴取することができないほか、国民年金保険料が還付されて

いないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、昭和 61 年 4 月については、同年 12 月 25 日に行われた支払手続により保険料が還付された記録となっているところ、申立人に係る C 社 D 支店における厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 4 月 30 日であり、当該月は国民年金の第 1 号被保険者となるべきであったことから、日本年金機構は、平成 12 年 7 月 14 日に被保険者資格を国民年金第 1 号被保険者とする記録の訂正、及び 23 年 8 月 26 日に当該月の国民年金保険料を納付済みとする記録の訂正を行っている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から53年11月まで
母親から国民年金への任意加入を勧められ、退職から2か月後の昭和51年9月頃にA市B支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から国民年金への任意加入を勧められ、昭和51年9月頃にA市B支所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年1月8日にC市で払い出されていることが確認でき、オンライン記録によれば、同手帳記号番号により53年12月2日に国民年金の任意加入被保険者の資格を新規取得していることが確認できる。

このため、申立期間は国民年金に未加入の期間とされており、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）でも、申立期間は国民年金に未加入の期間とされている上、昭和53年11月の欄には「この月まで納付不要」の押印が確認できる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 44 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、A 県 B 市にあった株式会社 C に勤務していた昭和 41 年 3 月から 44 年 3 月までの厚生年金保険の加入記録が見当たらなかった。
株式会社 C に入社して 2 か月から 3 か月後に、同社から健康保険証を渡されたことから、健康保険と併せて厚生年金保険にも加入したと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 C によれば、勤務期間は不明であるが、申立人は同社に在籍していたとしている。

また、申立人の所持する採用通知書及び株式会社 C 気付の申立人宛てはがきの消印から、申立人が申立期間頃に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険新規適用届によると、株式会社 C は、平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社 C は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

さらに、申立人が記憶している事業主、事業主の親族 7 名及び同僚 10 名のうち、オンライン記録を確認することができた 3 名は、株式会社 C が厚生年金保険の適用事業所となった平成 9 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことは確認できない。

加えて、申立人は、株式会社Cに入社してから2か月から3か月後に、同社から健康保険証を渡されたとしているところ、D国民健康保険組合によると、同社は昭和37年10月1日に同組合に加入したと考えられるとしていることから、申立期間当時は、国民健康保険組合のみに加入していたことがうかがわれる。

そのほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
私はA事業所に勤務していたが、B機関で働きながら勉強したいと思っていたので、A事業所を退職した。退職後、一度社会保険の相談のため社会保険事務所（当時）に行ったことは有るが、その後は行ったことは無いので脱退手当金を受け取れるはずがない。
申立期間が脱退手当金の支給済期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求受付が行われたことをうかがわせる「脱 37. 11. 20 受付」の押印が確認できる。

また、オンライン記録上で支給したとされる脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人が被保険者資格を喪失した約 10 か月後の昭和 38 年 2 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、年金を継続したいと考えていたと述べているが、申立期間後に取得した共済組合員資格を昭和 39 年 3 月に喪失してから、41 年 5 月に同資格を再取得するまでの期間は、国民年金への加入が可能であったが、強制加入とされる期間（昭和 39 年 4 月から 40 年 8 月まで）を含めて国民年金に加入した記録が無いことから、申立期間当時、申立人は年金に対する意識が高かったとは言い難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。